

## 排水設備等の設置及び分担金の納入方法申告書について（一括）

この申告書は、下水道の分担金を納入される方（納入者名義）、対象となる排水設備の設置場所及び納入方法を確認させていただくための書類です。必要事項をご記入及び記載事項をご確認のうえ、ご提出ください。

なお、申告書は排水設備1件につき1枚必要です。複数の排水設備を設置される方には、複数の申告書を送付しますので、全て提出してください。

### 申告者について

- ◆ この申告書に申告者として記載された方に分担金を納入いただきます。  
（株式会社等の法人が分担金を納入される場合は、氏名欄に法人名及び代表者氏名を記入のうえ代表者印を押印し、住所欄に主たる事務所の所在地を記入してください。個人にあつては、記名押印又は自署とします。）

### 排水設備の設置について

- ◆ 分担金は排水設備を設置される方にご負担いただくものです。設置する排水設備1件につき必要な分担金は、北部地域（大原、静原、鞍馬、高雄）は27万円、京北地域は48万円です。
- ◆ 設置場所をご確認ください。（「接続No.」は確認不要です。）
- ◆ 排水設備（又は許可排水設備）の設置場所で水道を使用されている場合は、お客さま番号を記入してください。

### 分担金の納入方法について

- ① 後日、「納入通知書」を送付します。
- ② 金融機関の窓口で「納入通知書」を提示のうえ、分担金全額を一度に納入してください。

【⇒裏面に記入例】

後日、この住所又は業者に「納入通知書」を送付します。

## 【記入例】

法人の場合は、法人名及び代表者名を記入。申告者に分担金を納入いただきます。

### 排水設備等の設置及び分担金の納入方法申告書（一括）

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長	令和 4 年 4 月 1 日
申告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒000-0000 京都市000区00000000	申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 水道 澄 都 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">水道</span> (記名押印又は自署) 電話 000-000-0000

法人の場合は代表者印を押印

排水設備等の設置及び分担金の納入方法について、次のとおり申告します。

1 次の場所において、排水設備（又は許可排水施設）を設置します。

排水設備（又は許可排水施設）の設置場所	接続 No.
京都市000区00000000	記入不要

設置場所は記載内容を確認してください。  
1つの設置場所が複数の地番にまたがる場合は「〇〇ほか」と記載してください。

接続 No.は記入不要。

※ 排水設備（又は許可排水設備）の設置場所で水道を使用されている場合は、次の欄にお客さま番号をご記入ください。

お客さま番号（13桁）	000-12345-67890
-------------	-----------------

「水道使用水量のお知らせ」等をご確認のうえ記入してください。  
水道を使用されていない場合は記入不要です。

2 排水設備（又は許可排水施設）を設置するに当たって必要な、特定環境保全公共下水道の分担金は、次の方法により納入します。

一括で納入します。（1度に全額）

※  印を記入してください。

注 分割で納入を希望される場合は、別途下水道部管理課と協議が必要となります。

【⇒裏面に説明書】